

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 大高 康君 理事 久野 忠治君

理事 前田榮之助君 理事 三鍋 義三君

逢澤 寛君 池田 清志君

木崎 茂男君 藤原 雄次君

徳安 實藏君 廣瀬 正雄君

堀川 恭平君 松澤 雄藏君

中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

厚生技官(公衆衛生局長) 尾村 偉久君

建設技官(建設局長) 町田 稔君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 田辺 弘君

建設技官(建設局長) 志村 清一君

建設技官(建設局長) 岩井 四郎君

建設技官(建設局長) 山口 乾治君

専門員

三月二十七日

委員堀川恭平君辭任につき、その補

欠として夏堀源三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員夏堀源三郎君辭任につき、その

補欠として堀川恭平君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員夏堀源三郎君辭任につき、その

補欠として堀川恭平君が議長の指名

で委員に選任された。

で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

下水道法案(内閣提出第一四六号)

○西村委員長

これより會議を開きま

す。

下水道法案を議題として審議を進め

ます。質疑の通告がありますからこれ

を許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員

下水道法案は、都市

の近代化による画期的な法案ともい

べきものだと思いますが、この

法律は、ただ現在の都市の下水道の

状態をいかに管理するかのことで

けのようには考えられるのでありま

す。この法律は、国民のために法律を作

ったのか、行政官庁が行政を行うため

に法律を作ったのか、こういうようなこ

とを私は考えざるを得ないように思

うのであります。ほんとうに市民のため

に法律を作ったのであるならば、この

法律は国民に納得、理解ができるよう

に作らなければならぬと思うのであり

ますが、この法律を見ますと、不十

分な点があるので、まず第一にその点

からお尋ね申し上げておきたいと思

うのであります。

下水道法という名前がつけられ、定

義が与えられておるのでありますが、

この下水道を公共下水道と都市下水

路と二つに区分されておるのであり

ますが、この区分が片一方は下水道とい

う名前を使い、片一方は下水路とい

う名

前を使っておる。下水道という限りに

は、一般市民が常識でも理解ができる

ような都市下水道とか、あるいは市街

地下下水道とか、何とか名前がつけよう

がありそうなのにかかわらず、片一方は

下水道法であるにもかかわらず、片一方は

下水路、片一方は下水道、こういうこ

とは、いわゆる従来の行政を行なっ

ておる用語的な関係から起っておるの

だと思ふのでありますが、行政のために

法律を作るのでなく、法律は国民に

利益を与え、便宜を与えるために法律

を作らなければならぬと思ふのであ

ります。何ゆゑにこういうことをされ

たのか、まず第一にその点をお尋ね

し上げます。

○町田政府委員

下水道等に関する法

律は、一般の民衆の人たちに利益を与

える趣旨において制定すべきである

という御意見でござりますが、私たち

もそういふように考えておるのでござ

います。一般民衆の人たちに下水道を普

及いたしまして、容易に利用させるよ

うに規定いたしますことが、いわゆる

下水道法を通じて民衆の利益をはかる

ことになると思つておるのでございま

す。そういう意味におきまして、今回

の下水道法は公共団体による下水道の

事業の促進が容易にできるようにと

思つて各種の規定を設けたのでござ

います。ただいま御指摘のございました

名称の点でござりますが、特に都市下

水路についてどういふわけにいくい

前をつけることは、一般にとつては不

親切な規定の仕方ではないかという点

だと思ふのでござりますが、実は、従

来から都市下水路に当るものといひし

ましては、都市水利という言葉が使

れておつたのでございまして、なお、

一般に下水路と申しますと、この都市

下水路で考へておりますようなことを

一般の人々も觀念をいたして参つてき

ておるのでございます。そこで、従来の

都市水利あるいは従来言ひならわして

おります下水路というやうなことをと

りまして、都市下水路という名前にい

たしたのでございます。都市下水路と

續けてこの名称を用いておりますの

は、今回の法律が初めてでございま

す。それが従来からなじまない新し

い名称であるとは私は考へないので

ございます。なお、それ以外に改良下

水道を公共下水道という名前にいたし

したのは、一般の民衆といひますが、

公共が利用をするという意味と、そ

れから、なお公共団体が管理の主体で

あるという意味におきまして、公共下

水道という名前をつけたのでございま

す。

○前田(榮)委員

私が質問を申し上げ

ておるのは、公共と都市との両下水

については、その区分について別にお尋

ね申し上げておるのではなく、片一

方は下水道といひ、片一方は水路とい

ひ、立法技術の上からさういふ名前を

つけなければならぬ理由がどこにあ

るか。都市下水道と公共下水道と、

同じ水道法のもとにおける水道であ

るから、さういふふうでだれでもあ

まり考へないで理解できるようにすること

が、立法の上からも、国民のために法

律を作るといふ建前からいって正しい

のではないかと。都市下水路といひ

の都市下水路といひ名前をつけられ、公

共下水道との分界点が不明確であるな

ら、市街地下下水道とかなんとかい

う名前において行われていと思ふので

あるが、どこかに支障があるのか、文

法上正しくないのか、この点を明らかに

しないと、われわれはこの下水道法と

い法律を批判しておるのではなく

て、われわれは立法府なんですから、

この法律をわれわれが作るべきなん

です。われわれにかつてあなた方が案

を出しただけなんですよ。ここで審議

しておるのは、われわれがこの法律を

作る建前なんです。そんなことが理

解できず、さういふことが下明確な

までわれわれがこれを決定するわけ

はいかない。だから聞いておるのだ

から、その点を明確にしろといひたい。

○町田政府委員

特に都市下水路と申

しましたのは、都市下水路は人口的

新に設置をして下水道をつける場合

はほとんどないのでありまして、従

来の自然水路を下水に利用するとい

うこととおおむねの場合でございま

す。特に都市下水路といひ名前につ

けました。それから公共下水道の場

合は、特に下水道とはいひません。

たのは、これは人工的に設置をする

人工的に設置をする場合には、上水

道におきましても下水道の場合にお

きましても、従来から水道といひ名

前を使つておるのが慣例でございま

で、特にこちらの方は公共下水道とい
ましたのでございまして、今申し上げ
ましたように、都市下水路は自然水路
を主として利用しておるという意味で
こういうふうにいいたしたのでございま
す。

○前田(榮)委員 今の御説明でも十分
に明確になっておらぬと思うのであり
ますが、普通の場合においては、従来流
れておる水路でも、これは水道と言っ
ておるのじゃないですか。これを何も
水路と言わなければならぬことはな
い。だからといって水路という言葉を
使うことを不当とは思いません。水路
と言っても水道と言っても、それは何
も不当な日本語とは言えないと思う
のですが、水道法であるから、支障のな
い限りは水道という名前をつけるべき
だ、こう私は理解しておるのです。そ
の水道という名前をつけるのは不当で
ある、そういうことは文法上からも立
法技術の上からも適当でない、こうい
う理由が成り立たない限りは、水道と
いう名前を使った方が国民にも理解が
しやすいのではないかと。どこかに支障
があるという、文法上にあるいは立法
技術の上にか何かあるのか、こういう
ことを尋ねておるのですが、その点は
いかがですか。ただ、そういうことはな
いけれども、そういうように水路々々
と言う方が言いよいと思つたからやっ
たというのならそれでもいいのです
が、どこかそこらに支障があるかどう
か、こういう点なんです。

○町田政府委員 これは都市下水路を
都市下水道といつても支障はご
ざいせん。ただ、先刻申し上げまし
たように、言いならわしとしてはこう
いう言い方が普通あるように私たち考

えておるのでございまして、それでつ
けたのでございまして、文法上どうし
ても下水路を下水道としては悪いとい
う点はございせん。ただ、そういう
ニュアンスを多少下水道と下水路に
よつて表わしたというつもりでござい
ます。御了承をいただきたいと思いま
す。

○前田(榮)委員 そういふように御説
明がありますならば、この点は、こ
れ以上はわれわれがどちらを採用して
これを決定するかという判断を下すの
みでありまして、この点は、これ以上
の質問をする要はないと思うのであり
ます。この水道の区分については、な
おお尋ね申し上げたい点があるのです
が、これはあとに譲りまして、文字の
点について、ついででありますからお
尋ねを申し上げておきます。

第十一條の、これは条文そのもので
はないのですが、条文の見出しに「排
水に関する受忍義務等」とあるのです
が、受忍というのとはどういふことな
んですか。私は手元に大きい辞書がござ
いせんから、小さい辞書であつた
のかどうか知りませんが、私のところ
にある辞書には受忍という言葉はない
のですが、受忍という言葉は私はいま
だかつて聞いたことがない。これは法
律用語なんです。受忍義務なんて、
こんな字を使うことはわれわれには全
く理解できないのですが、これはどう
いう意味で受忍という言葉を使ったの
か、伺いたい。

○志村説明員 受忍義務に関しまし
て、ほかの立法令をちょっと私は今覚
えておりませんが、たとえば民法の相
隣関係などにおきましては、学者など
はその関係についてお互いにがまんし

合うといふような意味において受忍と
いふような言葉を使つております。そ
の言葉をこの機会に一応使わせていた
だいたわけではございますが、従来の下
水道法においてもわれわれは普通受忍
義務といふふうに使つております。

○前田(榮)委員 そういふことがほん
とに、一般国民のために法律を作る
のか作らないのかといふことなんで
す。一般常識、一般の国民の常用語に
は受忍という言葉はないと私は断言し
てはばからないと思う。ただ、たまた
ま法律の一部にそういう言葉を背使つ
たことがあるという程度だと思つて
す。現在の法律語は、何々すべからず
といふのはなしに、何々といふこと
はしないといふこと、読みかえるものと
するといふようなことでも、常用語を
法律語に大部分とつてゐる。そういう
時代に、「排水に関する受忍義務等」と
いふようなことになつて、新しい、何
か一般に使ふ言葉ここに使うべき
じゃないかと思つたのですが、ほかに言
葉がないのかどうか。これはやはり建
設省の方で一応提案され、そうして法
制局へ回されて、法制局の方でも適当
だといふことになつたのだと思ひます
けれども、私はこういう言葉はできる
だけ使ふべきじゃないと思つてゐるの
ですが、ほかに用語はないのですか。
その点御研究になつてゐるのかどう
か、もう少し明らかに御説明をお願い
したいと思います。

○志村説明員 確かに受忍義務といふ
言葉は多少固い傾向がございまして。こ
の点につきましても、法制局におきま
しても、われわれ自体で立案する際
におきましてもいろいろ検討したた
のでございまして、適当な言葉がござい

ませんで、受忍義務という言葉に落ち
ついた次第でございまして。

○前田(榮)委員 その次にお尋ね申し
上げたいのは、都市——都市といひま
しても、町村合併を促進いたしました
今日の都市はかなり広範になつており
まして、あなたが市街地ばかりではな
いのであります。都市における下水道
政策といふものを将来をおもんばかつ
て立法を行うといひますならば、あ
ながち市街地ばかりが都市ではなく
て、いわゆる緑地帯やその他住宅地帯
関係等を考えますと、今日の町村合併
促進はあまりに広過ぎるものといえなく
で、これこそがやはり近代的な都市の
行き方と見て正しいんじゃないかと思
う。そういう考えから見ますと、今日
の都市の中に、流れおる水路といひま
すか水道といひますか、これらに類似
するものは、かなりいろいろなもの
が流れておると思うのであります。その中
にはこの法律の適用を受けるべき公共
下水道あるいは都市下水路、そのほか
専用のももありましようし、それから専
用でない、この法律の適用外に置かれ
ておるところのいわゆる小さいもの、
あるいはまた現在灌漑その他の用水に
使うための水道、こういうものもある
のであります。せつかく画期的なこ
の法律を作るといひますならば、一
応これらも規定をし、これらの所管、
管理といふものを明確にいたしまし
て、水道行政といふものに一貫性を与
えるべきじゃないかと思つた。これがな
されておらないといふところに、非常に
りっぱな画期的な法案であるのであり
ますけれども、物足りない感じがする
のであります。その点何ゆゑにこう
いう状態になつたかという経過を、一

つ御説明願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 下水道を作る際に公
共下水道、都市下水路以外に、およそ
専用下水道等も含めて全般的な下水道
に関する規定を置くべきではないかと
いう御意見と承わつたのでございま
す。まことに御意見ももつともござ
いまして、当初私たちがもういふ建前
で立法をすることにございまして、し
る研究をいたしたのでございまして。
しかし公共下水道、都市下水路等から
はずれましては、工場等が直接河川
にいたしましては、工場等が直接河川
その他の公共水に流し込む下水道が、
一番大きなこの下水道法以外の下水道
でございまして、これらの下水道を規
制いたします際に何を規制する必要が
あるかと申しますと、主として水質に
関する規制をすることが必要になつて
くるのでございまして、個々のこうい
う下水道については必ずしも構造、規
模等を一律に規制する必要はない。対
象となるのは水質といふことになりま
す。そしてこれらの工場についての水
質の問題は、公共下水道がだんだん区
域が広がりますと、工場等で単独で
やつております地域も排水区域にいた
して参りますことだんだん解決をし
ていくといふ面が一つございまして、
と、それから都市と全く離れて設置
されております工場についての水質の
基準、水質の規制等の問題は、むしろ
下水道法で規制するよりも、公共水汚
濁防止の観点から規制をする方がより
一そう適切ではないか。実は各工場が
出す水の種類はもう千差万別でござ
いまして、これを水質的に基準を作つて
規制をいたしますことは、今後なお検
討を要する点がございまして。そうい

点もございまして、それを除いたのでございまして、そういう意味でこの下水道法が網羅的になっておらない点がございまして。

また公共下水道、都市下水路に類するものでも規模の小さいものを特にこの法律から除きましたのは、この法律で規定した主たる内容が構造その他の事項でございまして、そういう規模の小さいものは、この法律で規定しておるような規制をすることが実情に沿わない点もございまして、それを除いたという点でございまして、こういうふうな公共下水道、都市下水路を下水道法で規制することによって、下水道のおもなものはほとんど統制と申しますか、規制をすることができると考えたので、こういうようにいたしました次第でございまして。

○前田(榮)委員 この法律のうちに置かれておる下水道に流れておる水質の問題云々のお話もございましたが、しかし現在流れておる下水道にどういうものが流れてくるかというところは、明確にいろいろ種別をこの法律に書くわけにもいかないし、またほかの法律でも技術的な問題もありまして、それらを直ちに管理上の対象として法律に作るというところは事実上困難であります。そういう場合には政令等によって行うという規定のもとに法律は命ずることができると思ふのであります。そういう建前から考えまして、そういう都市の下水道に対処するところの管理の義務や規定をこの法律で明確にすべきではないかと思ふのであります。もちろんこの法律の中心は構造という点に置かれておることわかりますけれども、日本の都市の、建設省が近代的

都市を作り上げるために行うところの下水道法であるならば、やはりそこまでする法律の対象として行うのが正しいと思ふのであります。従来下水道法が早く、新しくでるべきであったのが、いろいろ厚生省の所管あるいは建設省の所管、また工業用水等の関係からくるところの通産省の所管、灌漑用水等からくる農林省の所管、こういう関連があつて、なかなか一元化された立法が困難であつたように私は見受け

ておるのであります。現在灌漑用水等に対する除外等はそういう関係からきておるのではないかと思ふのであります。その点はいかがなんでしょうか。

○町田政府委員 灌漑用水に關しても、御指摘のようにこの下水道法から除かれておりますが、これは御承知のように灌漑排水は下水の場合と違ひまして、それらの水を農業に使うという面もございまして。この下水の方では、もっぱら要らない水を排除するという建前から各種の規定ができておりますが、灌漑排水の場合には灌漑に使う、それからまた要らなくなった水を外に出すという二重の用を兼ねた施設ができるわけでございます。そこでこのずから構造も違つて参るのでございまして、灌漑排水の場合にはむしろ疎通をゆつくりする必要がある場合もございまして。下水の場合にはもっぱら疎通をなるべく早くする、早く排除するという点もございまして、下水道法で灌漑排水をも規定することはちょっと性質上無理であるという点が一つございまして。それから管理の主体におきましても、下水道の管理の主体と灌漑排水の管理の主体は必ずしも同一でない場合が多いのでございまして。そういう

意味もございまして、下水道法からはこれを除いたという点でございまして、必ずしも今仰せになりましたような各省間の所管の違ひによつて特にこの下水道法から除いたというふうなことはございませぬ。

○前田(榮)委員 都市を流れます水路については、あなたが灌漑用水とはいはして、純然たる灌漑に使う水路と、やはり汚水や不用の水を流す水路と区別のつかない水路も当然でございまして、そういう場合において、都市の将来を考へて、やはり管理規定を設けて管理を明らかにし、その中に汚物やその他の不当のものが流れるという場合においては、ふたをするとか、あるいはまたそれを不衛生な状態に置かないような規定を設けるとか、それが直ちに条文に明確にできないという技術的な関係があるならば、そういう処置を管理者であるところの市町村が行うべきであるという、また行うことをなし得るとかいうようなことをこの法律において規定すべきではないかと思ふのですが、そういうことは不必要だと思ふことになるのですか。

○町田政府委員 ただいま御指摘のございましては、たゞいま御指摘のございましては、たゞいま御指摘のございまして、従来灌漑排水施設に設けられておりました水路が、実はもう灌漑排水の用をほとんど失つて、都市下水路的なものになつておるといふのが非常に多くございまして。そういうものにつきましては関係者と十分水道管理者が協議をしていくという方法で規制をして参りたい、こういうふうな考へております。

○前田(榮)委員 その次にお尋ね申し上げたいのは第九条の点であります。第九条には供用開始の公示の規定が設けられておまして、「地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならぬ」と規定されております。これは市町村が単独に管理者である場合においてはよろしいのでございまして、市町村が二つ以上またがたりいろいろな関係で、この法律に定められておるようには、都道府県において管理する場合においては、県庁もしくは地方事務所において公示を行ひ、一般の縦覧に供するということになるのであります。そういういたしますと住民の居住市町村に流れておる下水道の問題で、わざわざ県庁所在地まで行ってみなければ縦覧ができない、こういうことはきつめて不親切なことに相なるのであります。従つてそういう場合には、その水道の所在市町村及び管理者たる県庁の所在地というように縦覧を命ずべきではないかと思ふのですが、いかがなものでしょうか。

○町田政府委員 第九条では、地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するというように規定をいたしてございまして。これは県の場合には県庁という意味ではないのでございまして、県の場合におきましても最も関係市町村に便宜なところにある県庁の何らかの事務所で縦覧をさせるという趣旨でございまして。特に第九条におきまして公示の手續を規定いたしませんでした理由は、当該地方公共団体の条例でそういう点は規定することが適當であると考へたからでございまして。地方公共団体の事務所というものは、県の場合

に県庁という意味ではございませぬ。○前田(榮)委員 県庁という意味でないといひますならば、県の機関であるべき地方事務所というふうなことに相なるうと思ふ。それから、県の地方事務所でない、たとえば土木出張所というふうなことになるかと、これはもう不明確になつてくるのであります。一応この第九条に、受益者たる市町村の事務所において縦覧をさせる

と書いてあるのではありませんか、この点が明確にしてあるにかかわらず、都道府県の管理の場合明確でない。それは地方において便宜な処置を行うというたものでは、この法律の改正が適當なものではないかと思ひます。やはり都道府県がやる場合にも、その水道所在地の市町村役場で書類を縦覧に供すべきだ、こういうふうな明確にしなければ、つり合ひがとれないのではないかと思ふんですが、その点はいかがですか。

○町田政府委員 この点は、従来公示をする必要のある場合の規定になつたものでございまして、普通公示をいたします際には、各地方の団体がその公示の様式を条例で定めます。それでこの場合には、どこの事務所で公示をするということが条例ではつきりわかりませんから、明瞭を欠くことではないと思ふのでございまして。この点につきましては自治庁等とも十分相談いたしまして、あまり確定的に、どこで公示をすべしというふうなことを法律に書くよりは、むしろ地方の条例にまかしてもらった方がよいという意見もございまして、こういうふうな意見もございまして、運用に当りましては、ただいま先生の仰せられました通りの運用を

いたして参りたい、こういうふうに考
えております。

○前田(榮)委員 そういふ運用する
からということではなくて、私が言つてお
るの、表示した図面を事務所で一般
の縦覧に供するかどうか、それから、そ
れをどこでどうするか、法律で明確
にされ、それが国民に知らされてお
つて、国民はそれが管理しようが、市町村
が管理しようが、管理される水道の流
れておる所在地の利害関係を持つた国
民は、その計画がどういふ計画である
か、その所在地の市町村の事務所に行
けば見られるんだと、これが法律で明
確になるべきものであつて、市町村が
管理をする場合においては明確にされ
ておつて、都道府県の段階では明確に
されておらないで、行政措置において
不便を与えないんだというところで
は、法の体制は整ふぬと思うのであり
ます。しかしこの点はあとに譲りまし
て、今大臣がおいでになりましたので、
私の大臣に対する質問は簡単なもの
でありますから、大臣のおられる間に
一つお尋ね申し上げたいと思つてあ
ります。

大臣のおいでになる前に事務当局に
尋ねた一点といつましては、この水
道法というものは、都市における国民
の生活を守り、文化生活の向上をはか
るために近代都市を作るといふ建前
に立つて水道法を新しく作られる。
従つてこの水道法は国民のために作る
のである。ただ事務当局が国民に対し
て行政を行うためにこの法律を作るの
ではないはずでございます。そこで大
臣は、お聞きになったかどうか知りま
せんが、この中で公共下水道と都市下
水路という名前がつけられておる。片

一方は水道といい、片一方は水路と
いって、同じ水の流れるものが水路と
いい水道といつておる。これはもつと
常識の上に立つて立法をすべきじゃな
いか。ただ事務当局の考え方といつし
ましては、従来行政を行う場合におい
て、慣例といひますか、こういうこと
が多かつたのでありますから、これは
私は事務当局を責めようとは思ひませ
んが、大臣は、いわゆる国務大臣とし
て政治を行うのでありますから、政治
を行う上に立つて、こういうような立
法はできるだけ避けるように、国民の
常識にびつたり合うような立法をすべ
きじゃないか。

もう一つ、第十一条に、これは法文
そのものではありませんが、見出しと
して「排水に関する受忍義務」という
字が使つてあります。義務規程という
ものが古い法律にあるものであります
が、受忍といふのは一般にめつたに使
われないし、普通の簡単な辞書なんか
にはありません。新しい法律は口語体
で作られるのでありますから、国民に
早わかりのするような法律を作るとい
う建前に立たなければならぬと思つて
ありますが、大臣の御所見を伺いた
いと思ひます。

○根本国務大臣 御質問の第一点であ
ります定義の問題でございますが、公
共下水道と都市下水路、こういうふう
に分れてゐるのは、あまりに事務的な
処置であつて、本来ならば一つにして
いいじゃないか、こういうような御議
論であります。その前提条件といつた
しまして前田さんが御指摘のように、
日本で非常におくれておる下水施設を
整備いたしまして、都市生活を営んで
おります一般国民に対して、よき環境

を作つてあげるといふ意味においてな
されるものであるから、その精神にお
いてすべての施策がなされなければな
らない、こういう御議論については全
く同感でございます。この定義の問題
につきましては、御承知のように、従
来一般に都市下水路といふのは、現在
まで公共団体が管理してあります。こ
ろのいふば開渠になつてゐるものをい
うのであります。これはある意味にお
いては自然に存在するところの下水
路を称してゐるのであります。それ
から公共下水道は、これは新たに下水
溝を設けて原則として暗渠にして
やつておる、こういうような意味にお
いて、特別な政策上の違いによつてで
きてゐるのではなくして、従来ありま
したものを、しかも従来通りの名称を
使つた、こういうふうな御理解を願ひ
たいと存じます。

その次に、十一条の一番前にありま
すところの「排水に関する受忍義務」
という用語、これは本来法律が一般国
民にでき得るだけわかりやすくといふ
ような趣旨からすれば難点があるの
じゃないか、こういう御議論でありま
して、まことにごもっともな議論でござ
います。これはいふやうな法律学
者の方々がこういう正確なる表現をし
た方がいゝというやうな、用語の定義
がそういうふうになつておるもので
で、さういふにいたしたわけでありま
して、特別の政治的の意味はございま
せん。ただし今後法律を作成する場合
に当りまして、政府全体として法律的な
用語の正確さは当然守らなければなら
ぬけれども、でき得るだけこれが一般
国民にわかりやすい言葉で表現する
といふことについては、今後とも努力し

なければならぬと存する次第でありま
す。

○前田(榮)委員 大臣から今後立法に
当つては国民にできるだけわかりやす
く理解のできるやうな、いわゆる民主
的な法律といひますか、そういうよう
な方向に進むといふやうな意味の御説
明がありましたので、一応これを了と
する次第であります。

その次に大臣にお尋ね申し上げたい
のは、この法律を施行するからといつ
て、別に昭和三十三年度の予算は変つ
ておらないと思つてゐる。しかしなが
ら、この法律を施行することが直ちに
予算に重大な影響があるとは私も思つ
ておりませんが、少くとも近代的都市
を形成し、この法律を積極的に進める
こととなりますならば、相当な費用が要
ることは当然なのであります。ただ当
然だといひますと、下水道料その
他の関係で、その都市の受益者ともい
へば市民の負担が増大すると思つて
しかしながらこれは初年度から増
大するのでなくして順次増大するので
ありますから、直ちに三十三年度予算を
増して下さいますか、どうかといふ要求は
いたしませんけれども、将来やはり市
民の負担が増大する、あるいはまた
国の助成といふものを積極化する、か
いずれかの方法をとらない限りはこの
法律が死文になるおそれがあるのでは
ありません。従つて今の状態で幾らつぱ
になるからといつて、受益者の負担が
増大するやうなことは、立法府にお
るわれわれ議員といひましては賛成し
かねる点が多いのであります。そこで
大臣にお尋ね申し上げておきたいの
は、市民の負担の軽減をはかるように
将来行ふ所存があるのかどうか、これ

は受益者が負担するのは当然だから、
この法律を適用する上においても特別
にそういうことには考慮を払ふ必要は
ない、かようにお考えになつておるの
か。またこれを推進するため将来の国
家助成についてどういふやうにお考え
になつておるか。一つ大臣の御方針を
この際明らかにしておいていただきた
いと思ひます。

○根本国務大臣 ただいま前田さんが
御指摘の通り、現在の公共下水道の普
及率はまことに貧弱なのでございま
して、現在着工中のものも含めまして百
四十一都市にすぎません。市街地面積
の二・八％の状況であります。これ
を促進いたしまして、政府といたしま
しては長期計画を立てまして、昭和四
十二年には少くとも大田市街地面積に
対してその四分の一程度の下水の整備
をはかりたいと思つております。そう
いたしますれば、これは相当の経費が
かかりますから、その経費の調達に当
りまして、受益者負担だけに重点を置
いてやるということではいけない、ど
うしてもこれについては国庫の補助金
あるいは地方債等の政府のめんどうを
今後大いに重点的に入れなければなら
ない、こういう御趣旨のやうであります
。そういう方針をもつて今後進みたい
と思つております。

なお参考までに申し上げますれば、
昭和三十三年度の下水道建設事業費は
約三十五億圓と想定されておるのであ
ります。これに對しまする国庫の補
助金は建設省計上分が五億五千万、地
方債は約十四億圓であつたのでありま
す。昭和三十三年度におきましては、
国庫補助金は建設省計上分が六億五千

万円、地方債は四十億でありまして、その他の財源を含めて約六十億になるのであります。従いまして昨年度の約二倍の財源措置をいたしたわけでありますので、このような状況は昨年に比較しますれば相当躍進しているのであります。全体の事業が非常におくれておりますために、今後さらに一そうの政府の助成並びにいろいろの面からこれは協力して、地方における下水道事業の推進に当たりたいと考えておる次第であります。

○西村委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、今日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

昭和三十三年四月一日印刷

昭和三十三年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局